

ヤスクニ通信 YASUKUNI NEWS

郵便振替口座番号：00130-9-101803 加入者名：バプ連ヤスクニ委員会 〒153-0061 東京都目黒区中目黒 3-13-29

天皇代替わりに関する諸儀式に反対する声明

天皇代替わりに伴い、2019年4月から関連諸儀式が計画され、政府はそれらを、先の天皇代替わりの事例を踏襲して行おうとしています。

私たち日本バプテスト連盟靖国神社問題特別委員会は、かつての天皇即位の諸儀式が、国民主権、政教分離原則に違反すること、また即位後に行われる「大嘗祭」が、天皇を「現人神」(あらひとがみ)にする儀式だとして反対の声明を表明しました(1989年1月10日)。今回の政府が行おうとしている天皇代替わりの諸儀式も、かつて私たちが反対の意を表明したように、国民主権、政教分離原則をないがしろにし、信教の自由を侵害する恐れがあり、改めて反対の意を表明します。

さらに、特定の家系に生まれ、しかも男系にしか皇位継承権がなく、また自由に自分の意思を表現できないようにし、人権を制限して維持されていく天皇制は、法の下での平等に明確に違反し、それはまた他の一人の人権が脅かされる現実をつくり出すことにもつながっていく恐れがあります。また、皇室の重要な伝統行事だとして、政府が公金を支出して行われる大嘗祭は、政府が国民の象徴である天皇を「現人神」(あらひとがみ)とする行事に関わることであり、それがさも当然であるかのように行われることは、信教の自由を侵害し政教分離原則に違反すると共に、天皇を再び超然とした権威を持つ存在として国民を支配することにつながる恐れすらあります。

私たちは、神が造られた「いのち」がないがしろにされず、すべての「いのち」が尊ばれる平和をこの社会につくり出していくことが私たちキリスト者のなすべき務めなのだと思っています。それゆえ、

基本的人権、国民主権が脅かされる恐れのある天皇代替わりの諸儀式に強く反対します。

2018年8月15日

日本バプテスト連盟靖国神社問題特別委員会

【参考資料：平成の即位の礼・大嘗祭諸儀式】

名 称	期日(1990年)
1 賢所に期日報告の儀	1月23日
2 皇霊殿神殿に期日報告の儀	同 日
3 神宮神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に 勅使発遣の儀	同 日 1月25日
4 神宮に奉幣の儀	同 日
5 神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に奉幣 の儀	2月8日 悠紀田9月28日
6 斎田点定の儀	主基田10月10日
7 斎田抜穂の儀	11月12日
8 即位礼当日賢所大前の儀	同 日
9 即位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀	同 日
10 即位礼正殿の儀	同 日
祝賀御列の儀	11月12日～15日
饗宴の儀	11月16日
11 神宮に勅使発遣の儀	11月21日
12 大嘗祭前一日鎮魂の儀	11月22日
13 大嘗祭当日神宮に奉幣の儀	同 日
14 大嘗祭当日大御饗供進の儀	同 日
15 大嘗祭当日皇霊殿神殿に奉告の儀	同 日
16 大嘗宮の義	同 日
17 悠紀殿供饗の儀	11月23日
18 主基殿供饗の儀	11月24日～25日
19 大饗の儀	11月27日～28日
20 即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀	12月2日、3日、5日
21 即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵及び前四 代の天皇山陵に親謁の儀	12月6日
22 即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀	同 日
23 即位礼及び大嘗祭後皇霊殿神殿に親謁の儀	同 日
24 即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀	同 日

■ヤスクニ委員会公開講座講演（抄録）

「天皇代替わりとキリスト教

～なぜ天皇代替わりを問題にするのか」

- ・講師：星出卓也（日本長老教会西武柳沢キリスト教会牧師）
- ・日時：2018年6月12日（火）
- ・会場：恵泉バプテスト教会
- ※なお、講演会の報告は、「バプテスト」9月号参照

序。「尊敬」と「好感」が急上昇の明仁天皇

2017年8月の明仁天皇の退位を望む「お気持ち」の発表以降、天皇への市民の関心は非常に高まったように思いますが、天皇の存在感や関心度が高いのは、10数年間の一貫した傾向であるようです。NHKが5年毎に行う「日本人の意識調査」に、「あなたは天皇に対してどのような感じをもっていますか」という質問があり、「平成」に代る1993年の調査からは大きな変化が現れます。「無関心」層が1988年の47%から1993年の34%に減少するのに相対して、「好感」が1988年の22%から1993年には43%に跳ね上がります。「尊敬する」も一時期18%でしたが、2013年の調査では34%に上昇しています。天皇・明仁への国民の好感度は一貫して上昇しているのが分かります。「国民とともに」「開かれた皇室」を強調し、精力的に活動し全国を旅して各地を昭仁は訪問、マスメディアもこれらを大きく取り上げた効果の反映と思われる、「身近な皇室」のイメージが無関心の減少に繋がったと考えられます。特に「尊敬」の上昇は、1999年の北海道南西沖地震被災地訪問、2001年の阪神淡路被災地訪問など、被災地に心を傾け、被災者に思いを寄せる天皇の姿が大きく寄与したものと思われます。

そんな中での2017年の「お気持ち」は、市民の共感と呼び、先の天皇即位の時とは違った雰囲気をごんちち作り出しています。天皇の生前退位に関する特例法も波風なく成立。「退位、即位に伴う式典準備委員会」も三回目の委員会で概ねの式典挙行的基本方針を確定させました。その基本方針とは以下の通りです。

- ①各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること。
- ②平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたもの

であることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること。

1989年の代替わりの時と違って、今回の代替わりは国民の好感度も良く、反対の声は高まらない現状であり、この方向でことがまとめられる様相です。

国民の高い「好感度」「尊敬」の中にあって、どこに問題があるのか？を理解することは非常に困難であり、しかし極めて大切です。特にキリスト者、教会にとって、「イエスは主である」という福音に生き、福音を宣教する上で大きな課題になることを皆様と共に確認をしたいと思います。

I. 天皇のお仕事とは？

天皇の仕事の全体像を見て見ますと、マスコミで取り上げられるものばかりではない、普段、市民の目に触れない沢山の仕事をやっているということを確認する必要があります。代替わり、即位の儀式に向かう前に、天皇の仕事の全体像を把握したいと思います。

①国事行為

天皇の国事行為は憲法で定められていて、全部で13あります。第7条10に「儀式」があり、「即位に関する儀式」もここに含まれます。

ところで憲法4条には、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為《のみ》を行い」と明記されているのに、実際にはこれ以外の沢山の仕事をしています。それは以下の通りです。

②公的行為

「国事行為」ではないが、公的なもので、天皇の私的は言い難い行為として認められているものです。これについては、憲法の規定は勿論のこと、他の規定もありませんので、非常にあいまいで漠然と認められているものです。

具体的には外国訪問、国体や植樹祭での行幸、国会開会式でのお言葉、新年一般参賀、歌会始め、天皇誕生日祝賀、宮中晩餐会、等があります。

よく報道される被災地訪問や、追悼の旅、福祉施設訪問、宮内庁を通しての天皇杯・皇后杯の下賜などは、公的か私的か区別がつかず、そのようなものも沢山あります。「大嘗祭」は、その宗教的性格から国事行為にはできず、しかし皇室の伝統に基づく公的な性格ゆえ



に「公的行事」とすると式典準備委員会は判断しています。

③私的行為

国事行為にも公的行為にも含まれない、私的な行為として、コンサートや展覧会などの鑑賞、学術研究、伝統文化の継承などがあります。この中にひっそりと「宮中祭祀」というものがあります。実はこの宮中祭祀こそが、天皇が年間を通じて行っている宗教行事で、大日本帝国憲法下の皇室祭祀令によって定められていた国家神道の中心的な行事です。1947年に「皇室祭祀令」廃止されましたが、こんにちの宮中祭祀については、西野神社社務日誌 HP で下記のように説明されています。

天皇陛下が御先祖や神々に深謝され国家の安泰・国民の福祉・世界の平和などを祈念される、「宮中祭祀」もしくは「皇室祭祀」と称される一連の祭祀は、皇居内に鎮まっておられる宮中三殿で斎行されています。

「宮中三殿」とは、皇室の御祖神（みおやがみ）である天照大御神をお祀りする「賢所」（かしこどころ）、歴代の天皇・皇族の御霊をお祀りする「皇霊殿」（こうれいでん）、天神地祇（てんしんちぎ）・八百万神（やおよろずのかみ）をお祀りする「神殿」（しんでん）の三殿の総称で、更に新嘗祭が行われる神嘉殿（しんかでん）が、この三殿と一体になって建っています。

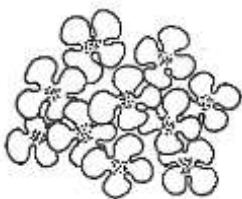
II. 祭司である天皇

「国家神道体制」は1945年の「神道指令」によって解体されたのですが、その中核はいまだに皇居で「天皇の私的行為」ひそかに行われています。皇室祭祀令にある神事以外にも、天皇は沢山の祭事に関わり、主催する宗教的祭司の役割を担っているのが現実です。

その意味では、天皇と皇室の子孫は、生れついた時から、これらの宮中祭祀を執り行う義務に縛られている存在であり、天皇が天皇である限り、信教の選択の

自由はないということになります。

天皇の私的行為とされる宮中祭祀は、私費とされる「内廷費」から支出されていますが、元を正せば税金です。内廷費は2000年度か



ら毎年3億2千4百万円が支出されています。私たちの国は、税金をもって宮中祭祀と皇室神道の祭祀を支え続けているといえます。

III. 姿を現す宮中祭祀

今回の天皇代替わりのための「退位、即位に伴う式典準備委員会」は、式典挙行の基本原則の第二番目で、「平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること」としています。この基本原則は、裕仁から明仁への代替わりの際の式典は、「現憲法下において十分な検討が行われた上で挙行された」と主張していることになります。しかしその現実には、戦前の大日本帝国憲法下の皇室祭祀令や旧皇室典範のもとに定められた登極令にすべてならうのが実情だと思います。また「十分な検討」の結果、基本原則の第一のように「各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したもの」と結論付けようとしています。

そうい理由で、今まで隠されてきた宮中祭祀が、「国事行為」あるいは「公的行事」として市民の前面に現れたということになります。そしてこれらの儀式が、今回も政教分離原則に違反しないとして踏襲されようとしている、そういう現実には私たちは向き合っているということになります。

IV. なぜ、戦後、旧皇室典範等は廃止されながらも尚も生き続けているのか

これら国家神道体制下の諸儀式を支える旧皇室典範等が廃止されなければならなかった理由は、戦後の日本国憲法下の国の在り方と根本的に異なる点を有していたからです。

1945年までの日本は、すべてに先立って「神権的国体観念」が遥かに強い国家原理をもつ国家でした。明治憲法第1条に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり、明治維新によって強化される、「神々に連なる天皇によって治められる国」と言う国体観念がすべての上にある考え方です。その「国体」は、天照大神による「天壤無窮の神勅」にまで遡り、この「国体観念」に基づいて、天皇が国家統治の源泉であり、

最高の権威者とされていました。それゆえ、国家神道行事は、私的宗教を越えた「超宗教」として、国民の道徳、伝統として、広く重んじられるようになり、日本という共同体の一員を現す儀礼的行為として定着をしていきました。

戦後日本の民主化を担ったGHQは、米軍の日本統治のため、また共産主義への対抗のため、天皇の権威を利用するようになります。そのため国家行事と皇室行事との結びつきは厳格に禁じ、旧教室典範等は廃止したものの、天皇の宗教的な権威そのものは曖昧にし、その結果「神権的国体観念」が温存され続けることとなります。日本国憲法第一章が「天皇」になり、天皇制は「国民統合の象徴」の名の下に、いつでも戦後の歴史の中に顔を出し続けることとなります。天皇代替わりに行われる「大嘗祭」は、神権的国体観念を現す代表的な儀式で、代替わりの最初の年に行われる新嘗祭（にいなめさい）が大嘗祭です。

新嘗祭は、11月23日に、天皇が五穀の新穀を天神地祇（てんじんちぎ）に勧め、自らもこれを食してその年の収穫に感謝する儀式です。宮中三殿の近くにある神嘉殿（しんかでん）で行われます。この儀式の意味するものは、第一に、天皇が代々続く天皇霊と交流し神的存在と変わる儀式であり、日本という国が天照大神に連なる神々の子孫である天皇によって治められる国という性格を具現し、第二に、天皇の先祖の神々の恩恵によって成り立った日本の全土から、この神々の恩恵に感謝し、各地から献身の印の奉納を行うことです。悠紀田（ゆきでん）・主基田（すきでん）から大嘗祭のために奉納される新米は、全国から天皇への献身をあらわすものであり、これこそが日本が天皇を中心とする神の国という、記紀神話に基づく国家観を現す儀式に他なりません。

「皇室の伝統に則って」と語られながら、日本政府が大嘗祭を公的な行事として行うことにこだわる理由は、単なる皇室伝統の踏襲ではなく、大嘗祭によって実現したい意図があるからです。

V. 即位儀式が問うているもの

このような即位の儀式を通して日本の天皇制は、新たな段階に入る可能性を秘めています。第一は、皇室が行う宮中祭祀が政教分離原則には抵触しない行事と

なるということです。明らかに神道的な行事であっても、それはもはや日本の文化と伝統と歴史において定着した、習俗的行為あるいは社会的儀礼としての歩を大きく進めるということです。

2012年4月27日に発表された自民党憲法草案は、第20条3項の「政教分離原則」で、「国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない」としています。

習俗化されているのか、否かの判断基準は、「一般に定着している」ということ、つまりは多数決の論理なのです。思想信条、信教の自由の問題は多数決の論理になじみません。「習俗化されている社会的儀礼だから」という多数決意見で儀礼を強制されるならば、キリスト者などの少数者は多数の中に埋没してしまいます。この多数に埋没しがちな少数の権利を守ることこそが基本的人権、特に思想信条・信教の自由の要です。

1977年の津地鎮祭違憲訴訟最高裁大法廷は、「当該の行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進、又は圧迫、干渉になるような行為」（目的効果基準）に政教分離原則は限定されて、宗教行事であっても社会通念によって一般に習俗として認められているものは、これには該当しないとして合憲の判断を下しました。

また、1988年自衛官合祀拒否訴訟で最高裁は、「合祀のための申請行為の共同性に対しては、地連職員の行為は事務的な協力であり、直接合祀を働きかけた事実はなく、合祀申請は県隊友会による単独



行為である。そのため地連職員の行為は宗教的活動には当たらない。よって合祀申請しても公務員である自衛隊職員（国家）は関係ないから政教分離の問題にはならない。また精神的苦痛に対しては、自己の信仰生活に害されたことによる不快感に対して損害賠償などを認めることは、かえって相手方の信教の自由を害することになるとして、強制的に信教の自由が妨害されないかぎり、（訴外の合祀を望んだ別の遺族や山口県護

国神社に対して) 寛容であるべきである。以上のことから原告の信仰生活を送る利益を法的利益として直ちには認められない。」として原告の訴えを棄却しました。

ここに圧倒的な少数の信仰の良心の痛みに関しては、多数者の信仰する自由を配慮して、寛容であるべき、という理論が明確に打ち出されています。これは靖国神社合祀取り消し訴訟、日の丸・君が代強制予防訴訟においても踏襲されている理論となっています。「内心の自由が保たれている限りは、外面の儀礼に参加したとしても侵害されたとは言えない」と、宗教を内面のみの問題とする理解が、今や最高裁の一般的な原則となっているのである。

これらから分かることは、戦後一貫して日本の教会は、「キリスト教信仰はあなたの内面だけでやりなさい」、「信教の自由は保障します。しかし社会通念となった地域の参拝行事、国民の儀礼となった神道行事には参加する、そのようなキリスト教でありなさい」、「国家や共同体を超えたような神礼拝は、この日本ではご遠慮ねがいます」という課題に問われ続けていたということを感じるのです。

VI. キリストが教会の主であり、また国家の主であると告白すること

これらの課題は、この社会にあって教会を守ることのみならず、神が立てられた国が本来の国となるための大切な課題であると思っております。多神教的な文化を背景とする日本の社会は、初詣を宗教とは意識せず、神社参拝を習俗とすることに何の違和感も持たないかもしれません。そのような社会に寛容であることを求められることは、少数者のキリスト者にとって良心の痛みを覚え、信仰という人格の自由のアイデンティティーの危機を覚えます。しかし少数者の存在は、この社会にあってどんなにか重要なことでしょうか。

次世代の主の子どもたちに、聖書に立つキリスト教信仰を、御言葉に立つ教会を残してゆきたいと思いません。そのために私たち自身が、日本的キリスト教の克服に生きることは、教会の生命であると同時に、この日本社会が健全な社会となるのかが問われる大事なことであるように思います。

戦時下の天皇拝礼は、例外を一人として認めませんでした。「あなたは信じない。私は信じる。みんな違っ

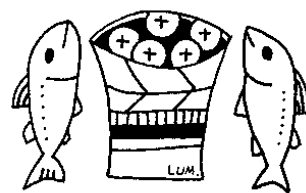
てみんないい。」というように、多様性を認めないことは、信じない一人の人の存在によって、何か真実味が欠けたような、空気が抜けた風船のようになるからです。裏を返せば、嘘を嘘とし、真実を真実と語るたった一人の少数者であっても、その存在と振る舞いは、偽りを崩す脅威であり続けるからです。少数者であるキリスト者には、力も、権力も、勢いも何もありません。あるのは「この世界が神の言葉によって造られ、今も維持されている」という神を信頼する信仰だけです。権力者は、神の言葉を真っ直ぐに信じ語る者の存在をどんなにか恐れていることでしょうか。そして信仰をもって神の言葉を聴く者の存在を、どんなにか恐れていることでしょうか。

私たちキリスト者は、少数だからといって、神の言葉を信じてそれを語ることを過小評価してはならず、神の言葉を、信仰をもって聴くということの大きさを、決して侮るべきではありません。その信仰のゆえにあらゆる不都合を受け、生活の術を失い、地上の命すらも危うくする現実の中にあって、この世界がなおも神の言葉によって造られ、今も維持されていることを、信じる者の存在は、社会の偽りを暴き出してしまう力があるのです。

ヘブル 11 : 3 「信仰によって、私たちは、この世界が神のことばで造られたことを悟り、したがって、見えるものが目に見えるものからできたのではないことを悟るのです。」

弱き私たちに聖霊を与え、注がれるキリストこそが勝利を収められること。圧倒的な敵の勢力の只中であって、信仰者こそが勝ち得て余りある者であることを、聖書は語っています。

(編集責任は当委員会にあります)



控訴審第1回口頭弁論 原告意見陳述書

2018年4月27日(金)

控訴人意見陳述人：鈴木重義 (靖国神社問題特別委員会協力委員・八王子めじろ台教会員)

1. 私の予科練（在籍）の期間など

私は、1926（大正15）年12月3日生まれの現在91歳です。私は1943（昭和18）年10月1日、旧制中学5年生（17歳）の時に、海軍甲種飛行予科練修正として海軍に入隊しました。香良須（からす）飛行隊、土浦飛行隊、鈴鹿飛行隊と在籍し、1945（昭和20）年8月に終戦に伴って除隊しました。

2. 私が予科練に入った動機

当時は既に日本軍の敗色が濃い状況でした。有効な武器がなく、特攻攻撃が始まった時期でした。丁度、そのとき特攻隊志願（予科練）の募集があることを知りました。

当時、私は旧制都立八中という進学校に位置する学校に通っており、そこから海軍を志願するのであれば、士官候補生を輩出する海軍兵学校に進学するのが通常のルートでした。

しかし、私は、敗戦濃厚だからこそ、一刻も早く自分が戦争に行ってお国のために命を捧げたい、海軍兵学校等に進学する奴は肩書のための軍隊志望だ、そう考え、2年間のカリキュラムで戦場に行ける海軍予科練（甲種）を志願したのでした。

なぜ命を捨てようと思ったのか。今では考えられないことですが、そこには得体の知れない「時代の空気」があったのです。

だれにどのように言われたからそう考えたというのではありません。学校、家、新聞、どこに行っても、「この戦争はアジアを米英の侵略から解放し、平和と繁栄をもたらすための正義の戦争だ」「そのために自分に命を捧げるのが人間として正しく、誉め讃えられるべき生き方だ」

「死んで靖国神社に祀られるのが日本人として一番の誉れだ」という考えが、時代の空気の中で植え付けられた道徳であり正義感であったのだと思います。

3. 予科練で受けた教育

予科練の訓練には、技術向上訓練、体力向上訓練の他に、敢闘精神を向上させるための訓話を多く受けました。中には、日露戦争の武勇伝やら、日米戦各地前線の武勲実話などがありました。

「米軍機と闘うためには、戦闘機の実務技術だけでなく、大和魂や特攻精神の涵養が不可欠」と言われ、海軍精神注入棒という丸太ん棒で、ほぼ1週間に1度殴られるという習慣もありました。

また、戦地から帰還した将校から、「連日、基地では度胸試しのため全隊員に捕虜の〔日本刀の試し切り〕を実施している」「大学卒のインテリ野郎は恐怖づいて刀一振りでも首を切り落とせない。俺は奴らに喝を入れて二振りでも三振りでも切らせたものだ。更に捕虜が足りなければ基地周辺から補充できるんだ」等と訓話があり、捕虜（主にアジア人）に対する虐待や殺戮なども、全く意に介すべきではないとの考えに対し、私自身は、大東亜共栄圏の思想と矛盾するのではないかと一抹の疑問を持ちつつも、このような思想を植え付けられていきました。

4. 人間魚雷（回天）の登場準備



1945（昭和20）年の念頭に入ると、前線の飛行機が不足していたらしく、予科練生が用いていた練習機が前線用飛行機として徴発されました。私は、沖縄戦や本土決戦を本気で考える時機を迎えたのだと実感しました。

他方、私たち予科練生の飛行訓練は2回程度しか経験することは出来ない状況でした。予科練生は軍用機の待機壕や全隊員の防空地下壕作りに徴用される有様でした。私たち予科練生は、特攻要員となる目標を失って不平不満がつっていました。

しかし、同年5月頃に、突然全員集合の命令が出まし

た。上官から、本土決戦を防ぐ最後の特攻武器として、人間魚雷（「回天」）が開発された旨の発表があり、その搭乗員を募集する訴えがなされました。回天は、人間が魚雷の中に入って相手の艦に体当たりして自爆する乗り物で、本土上陸を阻止するための新兵器だとの説明を受けました。目標を失って欲求不満がつのっていた予科練生の殆ど全員が迷うことなく、積極的に応募の手をあげました。



後日、応募者全員にそれぞれ一個の箱を与えられ、遺品・遺書を取りまとめる機会が与えられました。親族に細かく手紙を綴る者もありましたが、私は大きな字で「大死一番」と書いて遺書に代えました。その光景を見ながら、自分たちも死んだら、いよいよ靖国神社に合祀されるのだから、という感概を覚えました。私

たち予科練生は、日本の聖戦のために命を捧げた者だけがたどりつくことの出来る宮殿のようなイメージを持っており、靖国神社に祀られることを名誉であり、一種の勲章だと考えていたからです。

5. 回天の出撃と同僚の「離脱」

出撃を待っていた私たちに、「人間魚雷の製造が遅れているので、完成した艦数に応じて、隊員はアイウエオ順で基地に招集する」旨の通知がありました。私たちの隊からは、第一号として青木君が招集され出発していきました。

ところが、7月某日、岩崎君が、夜の自由時間にひそかに私を呼び出しました。彼は、「おまえには内緒の頼みがある。俺は人間魚雷を申し込んだ。それは皆の熱気に流された点がある。だが、俺は今、親に対し家のことなど色々打合せしなければならぬ。青木のように早く招集されたくないと迷っている。自分が負傷したことにして、人間魚雷搭乗の順番を遅らせたい」と申し出たわけです。

色々口実を述べましたが、私は、「結局は死を前にして怖じ気づいたな」と見抜き、「お前、それは裏切りだぞ！」と翻意を促しましたが、結局は説得できませんでした。それと同時に私は、「彼が脱落したら、私の順番が一人分早くなるので、この話は悪くない」と判断し、結果的に

協力を受け入れたのです。

数日後、夕食後の自由時間に兵舎に近い受け込みの中に入り、大きな庭石の上に彼の右の拳を載せ、私は両手で持てる程の意思を持ち上げて、迷わず気合を込めて2回、強く打ちおろしました。彼は低く呻きましたが、私は彼を見ることなく、誰にも見つからないように、早足に兵舎に戻りました。右手を打ち付けたのは岩崎君からの提案でした。治ったにしても、操縦が出来なくなるので、順番が大幅に遅れるので生き延びる可能性があるという理由からでした。その後、岩崎君の添え木・包帯姿を遠くに見ていましたが、軍の法規違反が露呈することを恐れて、私たちは互いに接近せずに絶縁に徹しました。

自分の命を大切にしようとする同僚を、ある意味で批判し、国のために喜んで自分の命を差し出そうとする当時の自分の心情、そして死に向かうために自分の同僚を迷いなく傷つける感覚をどう理解してよいのか、今でも分かりません。

しかし、戦争をする、国のために命を捧げるとは、要するにこのように非日常的な異常な心理に取り憑かれる事なのだと思います。命をかけたがえのないものだと感じる正常な人間性が失われ、残虐な行為に対して不感症的になっていく過程を、身をもって体験したということです。

一番乗りだった青木君の沖繩戦での戦死が報じられたのは、その後、8月に入ってからのことでした。

6. 私のその後

戦後、私は特攻精神の呪縛から解放され、平静になった反戦平和を求めようになりました。予科練の息の買ったメンバーは、昔を懐かしんで同期会を開いているようですが、私は彼らとは縁を切って参加していません。このような体験をした私は、当時を懐かしむ気持ちには全くなれないのです。

7. 安倍首相の靖国神社参拝について

2013年12月26日に安倍首相が靖国神社を参拝し、報道陣のインタビューに答える姿を見て、私を予科練に志願させた当時の「時代の空気」がよみがえる感覚を覚えました。

安倍首相が靖国神社参拝の際に語った、「国のために戦い、尊い命を犠牲にした英霊に尊崇の念を表明する」「戦

場に倒れた多くの命の犠牲の上に、私たちの平和と繁栄がある」というメッセージが、かつて私を予科練志願へと突き動かした情念と共鳴したのです。

「国のために命を捧げることは正しい」「日本はアジアの平和と繁栄のためにこの戦争を戦うのだ」「犠牲者は、靖国神社に祀られて英霊と褒めたたえられるべきである」という思想の虜（とりこ）になっていた、17歳の時の私の魂の声、人間魚雷への搭乗方針が決まり、自分も靖国神社へ行くのだという高揚した思い、負傷してまでして特攻出撃を免れようとする岩崎君を批判する自分の姿等がよみがえってくるようでした。

もう一つ述べたいのは、安倍首相が靖国神社を参拝することによって、戦没者の240万の死をすり替えてしまうことに対する憤りです。太平洋戦争の犠牲者は、餓死、病死が殆どであり、そのような必要が無かったという意味において無駄死でした。私たちが特攻精神を求めると

いう名目のもとに、丸太ん棒で叩かれ続けたことも、私が岩崎君の右手を石で叩きつぶしたことも、青木君が特攻で死んだことも、同様にすべて意味の無いことだったのです。

それを、「平和と繁栄のため」「尊い犠牲」などと美辞麗句を掲げる安倍首相の靖国神社参拝は、その無駄死を覆い隠すための卑劣な行為であって、天皇の軍隊が戦争を遂行するために行ったこれらの行為の延長線上にあるのです。

現在、日本は戦争の出来る国へと変貌を遂げています。この時代に、安倍首相の靖国参拝のような憲法違反行為を裁判所が黙認することが、「時代の空気」を醸成することにどれだけ寄与してしまうのか、私からみれば、若く、戦争体験のない高等裁判所の裁判官の皆様に、是非、感性を研ぎ澄まして考えていただきたいと思えます。

2019年5月1日を中心に、天皇代替わりの諸行事が計画されようとしています。

日本バプテスト連盟は靖国神社問題特別委員会と協力し、先の天皇代替わりに「そのとき教会は」(1988年)「そのとき教会は Part II」(1990年)を発行し、天皇代替わりの問題を、Q&A形式(各18のQ)の小冊子にまとめ、私たちの信仰と教会形成の課題としました。

当時のQ(設問)は以下の通りでした。

「そのとき教会は」(抜粋)

1. 日本国憲法第1条では「天皇は国民の象徴であり、日本国民統合の象徴」とされていますが、
2. 天皇に戦争の責任はありますか。ただ利用されただけではないですか。
3. 敗戦後、天皇はみずから「人間宣言」をしたと言われています。ですから、一人の人間としての天皇の死を悼むのは、キリスト者として当然ではないでしょうか。
4. いまされ、天皇を神格化しようとする動きが本当にあるのですか。
9. 聖書には「上に立つ権威に従うべきである」とありますが、キリスト者として、どのような態度を示したら良いのでしょうか。
5. このような事は、伝道の妨げにならないのでしょうか。
6. 教会が政治的に見えるような宣教活動をしていいのでしょうか。
6. バプテストの特色は「信教の自由・政教分離の主張」のはずですが。

「そのとき教会は Part II」(抜粋)

1. 「大嘗祭」とはなんですか。
2. なぜ「大嘗祭」に反対するのですか。
3. 「大嘗祭」だけでなく「即位の礼」にも反対すべきではないですか？
4. 前天皇は戦後「平和天皇」と呼ばれていますが本当ですか。
5. 「君が代」「日の丸」がなぜ問題なのですか。
6. 天皇制を支えているものはなんですか。
7. 「即位礼・大嘗祭」に対して教会は何をすべきでしょうか。

当委員会では、2017年11月に小冊子「私たちに何の関係が…天皇代替わりを目の前にして」を発行しました。「そのとき教会は」は30年前に発行された小冊子ですが、今回の天皇代替わりの問題を教会で考える良い資料です。PDF版でデータ保存していますので、関心がありましたら、当委員会に連絡ください。

問合せ先 ogawa_sendai@xrj.biglobe.ne.jp

